

* この書面は相手方から閲覧又は謄写(コピー)の申請があれば許可されることがあります。

令和 年 (家)第 号 (被相続人)

事情説明書 (遺産分割)

令和 年 月 日

申立人 代理人弁護士 (氏名) _____ 印

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項に✓を付け、必要事項を記入の上、申立書とともに提出してください。

◇記載欄が足りないときは別用紙を使用して、この書面の末尾に添付してください。

第1 遺産分割の前提となる問題についてお聞きします。	
1【遺言書】 被相続人の遺言書 はありましたか。	<input type="checkbox"/> 遺言書はなかった。 <input type="checkbox"/> 公正証書による遺言書があった。 <input type="checkbox"/> 自筆証書による遺言書があった。【保管者 ()】⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> 分からない。 ※ 裁判所による遺言書の検認は受けましたか。 <input type="checkbox"/> 検認を受けた。 (家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号) <input type="checkbox"/> まだ検認を受けていない。 <input type="checkbox"/> 分からない。
2【遺産分割協議】 相続人間で遺産分割 について話し合いま したか。	<input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いがまとまった。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> 遺産分割を話し合ったがまとまらなかった。 <input type="checkbox"/> 遺産分割について話し合っていない。 ※ 遺産分割協議書を作りましたか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3【事前の遺産の一部分割】 この申立てまでに 被相続人の遺産の一 部のみを対象にして 分割をしたことがあ りますか。	<input type="checkbox"/> はい。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> いいえ。 ※ 分割の際にどのような書面を作りましたか。 <input type="checkbox"/> 裁判所の審判書又は調停調書 (家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号) <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> その他 ()
4【事前の預貯金債権の行使】 この申立てまでに 民法909条の2に 基づいて預貯金債権 を単独で行使した相 続人はいますか。	<input type="checkbox"/> はい。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 分からない。 ※ 権利行使の内容が分かる文書がありますか。 <input type="checkbox"/> はい。(<input type="checkbox"/> 金融機関発行の証明書等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> いいえ。
5【相続人の範囲】 誰が相続人なのか明 らかですか。	<input type="checkbox"/> 明らかである(申立書の当事者目録のとおりである。) <input type="checkbox"/> 明らかでない。 (その人の氏名) (被相続人との続柄) (明らかでない理由)

<p>6【相続人の判断能力】</p> <p>相続人の中に、認知症や精神障害などがある、ご自身で物事を判断することが困難な方はいますか。</p>	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(相続人名) ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> 分からない。 <p>※ 家庭裁判所で後見人等を選任しましたか。</p> <input type="checkbox"/> 選任した。 (家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号) <input type="checkbox"/> 選任していない。																					
<p>7【相続人の行方不明】</p> <p>相続人の中に、行方不明の方はいますか。</p>	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(相続人氏名) ⇒下記 ※へ <p>※ 家庭裁判所で不在者財産管理人を選任しましたか。</p> <input type="checkbox"/> 選任した。 (家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号) <input type="checkbox"/> 選任していない。																					
<p>8【遺産の範囲】</p> <p>遺産かどうかはつきりしないものがありますか。</p>	<input type="checkbox"/> 申立書添付の遺産目録のとおりである。 <input type="checkbox"/> 遺産目録以外に遺産があると思われる。それは次のとおり <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">財産の標目</th> <th style="width: 30%;">評価額(約 万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	財産の標目	評価額(約 万円)																			
財産の標目	評価額(約 万円)																					
<p>9【遺産の管理状況】</p> <p>遺産は、現在どのように管理されていますか。</p>	<input type="checkbox"/> 管理状況はわからない。 <input type="checkbox"/> 管理状況は下記のとおり(遺産目録の番号で物件を特定してください。) (1) 不動産 ① 相続人が使用しているもの <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">不動産の表示</th> <th style="width: 50%;">使用している相続人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ② 相続人以外の第三者に貸しているもの <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">不動産の表示</th> <th style="width: 33%;">借主</th> <th style="width: 34%;">賃料額及び管理している者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> (2) 不動産以外(現金, 預貯金通帳など) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">財産の表示</th> <th style="width: 50%;">管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	不動産の表示	使用している相続人					不動産の表示	借主	賃料額及び管理している者							財産の表示	管理者				
不動産の表示	使用している相続人																					
不動産の表示	借主	賃料額及び管理している者																				
財産の表示	管理者																					
<p>10【不動産の評価】</p> <p>不動産の評価についてどう考えますか。</p>	<p>不動産がある場合のみお答えください。</p> <input type="checkbox"/> 固定資産評価額を希望する。 <input type="checkbox"/> 自分で次の価格を調査して報告するので、他の相続人へ示してもらいたい。 <input type="checkbox"/> 不動産業者の査定, <input type="checkbox"/> 路線価, <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> その他 ()																					
<p>遺言書, 遺産分割協議書, 一部分割の審判書, 一部分割の調停調書又は預貯金債権の単独行使の内容が分かる金融機関発行の証明書等をお持ちの方は, すみやかにそのコピーを福岡家庭裁判所遺産分割係宛に提出してください。</p>																						

第2 被相続人についてお聞きします。													
1 被相続人の死亡原因と死亡までの状態(入院していたとか寝たきりであったなど)をお書きください。	<input type="checkbox"/> 死亡原因 [_____] _____ 年 _____ 月まで (_____) _____ 年 _____ 月まで (_____) <input type="checkbox"/> 分からない。												
2 被相続人と同居していた相続人はいますか。	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(その相続人の氏名 _____ 期間 _____ 年 _____ か月) <input type="checkbox"/> 分からない。												
3 被相続人の身の回りの面倒をみていた相続人はいますか。	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(その相続人の氏名 _____ 期間 _____ 年 _____ か月) <input type="checkbox"/> 分からない。												
4 被相続人はどのように生計を立てていましたか。	<input type="checkbox"/> 自己の収入で生計を立てていた。 <input type="checkbox"/> 相続人(_____)が扶養していた。 <input type="checkbox"/> その他(_____) <input type="checkbox"/> 分からない。												
5 被相続人から生前に不動産や多額の金銭の贈与を受けた相続人はいますか。	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(下記のとおり) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">時期(年月日)</th> <th style="width: 40%;">贈与された財産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 分からない。	氏 名	時期(年月日)	贈与された財産									
氏 名	時期(年月日)	贈与された財産											
6 被相続人に債務がありますか。	<input type="checkbox"/> ない。 <input type="checkbox"/> ある。(内容 _____ 残債務額 _____) <input type="checkbox"/> 分からない。												

第3 今回の申立てについてお聞きします。	
1 調停・審判を申し立てるまでのいきさを教えてください(該当するもの全てにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いをした。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いをしなかった。 理由 [_____]
	<p>※ なぜ話合いがまとまらなかったと思いますか(複数回答可)。</p> <input type="checkbox"/> 【遺言書の有効性】を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 【遺産の範囲】を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 代償金をいくら払うかで揉めたから。 <input type="checkbox"/> 誰が何を取得するかで揉めたから。 <input type="checkbox"/> 感情的に対立してしまい、話にならなかったから。 <input type="checkbox"/> 話合いに応じなかったり、避けたりしている相続人がいるから。 <input type="checkbox"/> 用途不明金など過去の管理状況を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 遺産を独占しようとしたり、法定相続分を超える遺産を取得しようとしたりする相続人がいるから。 <input type="checkbox"/> その他 [_____]

* この書面は、調停等の準備手続のための連絡表です。閲覧・コピーの対象としない取扱いになって
いますので、他の当事者にお見せすることはありません。

令和 年(家イ)第 号

令和 年 月 日

申立人(氏名) _____ 印

進行に関する連絡表(申立人用)

この書面は調停等を円滑に進めるために参考とするものです。下記の事項に回答の上ご提出ください。

1 相続人の中に、裁判所に出頭しないと思われる方はいますか。

いない。

いる。(氏名 _____)

【出頭しないと思われる理由】

話を拒否しているから。

遠方に住んでいるから。

健康上の問題があるから。

相続分を放棄したいと希望しているから。

その他(_____)

わからない。

2 相続人の中に、代理人弁護士が就いている方はいますか。

いない。

いる。

(相続人名 _____ 弁護士名 _____ 電話 _____ - _____)

わからない。

3 相続人の中に、裁判所で暴力を振るうおそれがある方はいますか。

いない。

いる。(相続人名 _____)

【そうと思われる理由をお書きください。】

わからない。

4 調停期日のご希望等についてお聞きします。

※ 調停期日は平日の午前又は午後に行われます。必ずしもご希望に添えるものではありません。

いつでもよい。

ご都合の悪い日 _____ 曜日 午後・午前

(現時点で出席できないことが判明している日)

5 裁判所に配慮を求めることがあれば、その内容をお書きください。

送達場所の届出書

令和 年 月 日

氏名： _____ (印)

【1】私の送達場所（裁判所からの郵便物を受け取る場所）

（以下の住所又は場所のうち、いずれかの□に必ずチェックしてください。）

申立書記載の住所

申立書記載の住所以外の場所

（こちらの□にチェックした場合は、その場所を以下に記入してください。）

(〒 _____)

_____ (_____ 様方)

上記場所は、現在住んでいる所 就業場所 その他 (_____)

※「 その他」にチェックした場合は、必ず送達受取人を記入してください。

送達受取人 _____

【2】私の連絡先電話番号

優先順位 1： _____ (携帯 自宅 勤務先)

留守時の伝言方法（いずれかの□にチェックしてください。）

- 裁判所と名のって伝言して差し支えない。
 裁判所と名のらないで、担当者名と裁判所の電話番号を伝言してほしい。
 裁判所の電話番号は伝言しないで、担当者名のみ伝言してほしい。

優先順位 2： _____ (携帯 自宅 勤務先)

留守時の伝言方法（いずれかの□にチェックしてください。）

- 裁判所と名のって伝言して差し支えない。
 裁判所と名のらないで、担当者名と裁判所の電話番号を伝言してほしい。
 裁判所の電話番号は伝言しないで、担当者名のみ伝言してほしい。

- 上記記載内容に変更があった場合には、必ず裁判所に届け出てください。
●転居した場合等でも、変更の届け出がなければ、従前の届出場所等に宛てて文書を発送します。

非開示希望申出について

この書面の記載内容について非開示を希望する場合には、その部分をマーカー等で明示した上で、非開示希望申出書を作成し、ホチキス等でとめて、提出してください。

書類の提出に当たって

知られたくない情報があっても…

☆ 裁判所に提出した書類は、原則、相手にも開示されます。

知られたくないのであれば…

① 相手に知られたくない情報は、裁判所に提出しないでください。(※)

(※) マイナンバーは不要ですので、マイナンバーが書かれたものは提出しないでください。

② ①の情報が書かれた書類を提出する必要があるときは、その部分を黒塗りしたものをコピーするなどして、見えないようにしてください。

③ ②の処理で対応できない場合に限り、「非開示希望申出書」を付けて提出してください。

(注) 非開示希望申出書を提出しても、裁判官の判断により相手に開示されることがあります。

非開示希望申出書

★非開示を希望しても、裁判官の判断により開示される場合があります。

【1】別添の書類について、非開示とすることを希望します。

（※ 次のいずれかにチェックを入れてください。）

- 一部（マーカーで色付けした部分） 全部

【2】理由は、以下のとおりです（いずれかにチェックを入れてください。）。

- 相手から暴力を受けたため避難している。（ 保護命令発令あり）

（※ 保護命令が発付されていない場合は、**具体的な事情欄**に暴力の日時や状況を詳しく書いてください。）

- 次のような事情がある

（※下記ア～エのいずれかに○を付け、**具体的な事情欄**に詳しく書いてください。）

- ア 子供（未成年者）の利益が害されるおそれがある。
イ 自分や第三者の私生活や仕事の平穩を害されるおそれがある。
ウ 自分や第三者の私生活上の重大な秘密が明らかにされることで、社会生活を営むのに著しい支障を生じたり、名誉を著しく害されるおそれがある。
エ 相手に開示することを不適當とする特別の事由がある。

具体的な事情

令和 年 月 日

申立人 / 相手方 氏名：

印

非開示を希望する書面の提出の仕方と注意点

- この申出書は、非開示を希望する書面ごとに作成しなければなりません。
- この申出書の直後に非開示を希望する書面をホチキスなどで留めて提出してください。

裁判所に書類を提出する際の留意点について
(非開示希望の申出等に関する説明書)

福岡家庭裁判所

☆ 裁判所に提出した書類は、原則、相手にも開示されます。

- 調停手続において、円滑に話を進めるためには、当事者双方ができるだけ情報を共有することが大切です。

① 非開示を希望する情報やマイナンバーが記載された書類は裁判所に提出しないようにしてください。

- 申立書等、裁判所に提出する書類には、相手に知られたくない情報（以下「非開示希望情報」といいます。）は記載しないでください。

申立書や事情説明書、回答書、資料など、裁判所に提出する書類は、原則、相手も読むことができますので、書類を提出する際は、非開示希望情報が書類に書かれていないか、その都度、ご自身でよく確認してください。

- マイナンバーが記載された書類は提出しないでください。

マイナンバーは裁判所には必要ありませんので、マイナンバーが記載されている書類をそのまま提出しないよう注意してください。

特に、住民票の写し、源泉徴収票や確定申告書等の租税関係書類、生活保護や失業保険等の社会保険関係書類などには、マイナンバーが記載される可能性がありますので、これらの書類の交付を求める際は、マイナンバーを記載しないように伝えてください。

② 非開示希望情報の記載がある書類を提出する必要がある場合は、その部分を黒塗りしたものをコピーするなどマスキング処理して、見えないようにして提出してください。

- 非開示希望情報が記載されている書類を提出する必要があるとき（例えば、裁判所から源泉徴収票の提出を求められたが、相手に知られたくない勤務先の記載がある場合など）は、その部分を黒塗りしたものをコピーするなどして、完全に見えないようにしてください。

- マイナンバーの記載がある書類を提出する場合も、必ずマイナンバーの部分を見えないようにしてください。

③ 非開示希望情報について、②のマスキング処理で対応できない場合に限り、「非開示希望申出書」を付けて提出してください。

- 相手には知られたくないが裁判所にはどうしても読んで欲しいときや、黒塗りなどができないとき（相手に知られたくない「住所」等を「連絡先の届出書」に記載したときなど）は、「非開示希望申出書」に必要事項を記入して、一緒に提出してください。また、書類の一部だけ非開示を希望する場合には、その部分分かるように、ラインマーカーで線を引くなどしてください。

特に、相手から暴力を受けたなどの事情については、必ず、「非開示希望申出書」に相手から暴力を受けたなどの事情を具体的に記載してください。

★ 次のような点にも注意してください。

- 書類を提出する際は、非開示希望情報が記載されていないか、提出する都度、ご自身で確認してください。また、提出する書類に非開示希望情報が記載されている場合は、その都度、必ずマスキング処理などを行ってください。

「非開示希望申出書」を一度提出しても、改めて非開示希望情報の記載がある書類を提出するときには、その都度、マスキング処理をするか、又は「非開示希望申出書」を付けて提出してください。

- 非開示希望申出書を提出しても、**裁判官の判断により相手に開示されることがあります。**

非開示希望申出書を添付して書類を提出しても、未成年の子供の利益や関係者の私生活・業務の平穩を害するおそれがある等の相当な理由がない限り、相手から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

また、調停が成立しないで事件が審判手続に移行すると、相手からの閲覧やコピーの申請が原則として許可されます。

- 「住所」を開示しない場合、**不利益を被ることがあります。**

「住所」を非開示にすると、例えば、別の裁判で自分が知らない間に手続が進行することがあるなど、非開示を希望する本人が不利益を受ける場合もありますので、注意してください。

※御不明な点がありましたら、担当書記官にお尋ねください。